



△道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟く

も道路行政に當る人々の

知らざるべからざること

は凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる

疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意

なく質問あらん事を望む

旨と解すべきや。例へば甲地より乙地を經由丙地に至る軌道に於て（其の工事施行を一度に認可を受けたる場合）乙丙間の工事未完成なるも甲乙間の工事完成せる場合、其の甲乙間の運輸開始を認可するは差支なきものと解するも正しきや。（一愛讀者）

質 疑 應 答

問 本誌十月號本欄、軌道運輸開始に關する靜愛生の質問に對する御解答中「運輸開始は固より工事完成の上に於て申請すべきものと解すべきで、従つて工事未完成なる此の場合運輸開始は之を認可すべからざるものと謂ふの外はない云々」とあり右御解答は運輸開始に付ては其の運輸を開始せむとする區間の工事が完成することをするとの御趣

答 御見込の通りである。即ち右解答に於て運輸開始は工事完成の上に於て云々と謂ひ、工事竣工なる字句を用ひずして工事完成なる字句を使用したのは之が爲である。尙詳しく説明すれば、本問設例の甲地より乙地を經由丙地に至る軌道に付、一度に工事施行の認可を受けたる場合に於ては、之が工事の竣工届は甲丙間全部の工事を完成せしめたる場合に於て之を爲すべきで、之が全部が工事施行認可に附せられたる期限内に完成せざる限り竣工延期の手續を必要とし、従つて一部區間の完成は未だ法の所謂工事竣工功ではないのであるが（此の事は軌道法第九條及之を受けた軌道法施行規則第十三條等に依り明瞭である）法は運輸開始の認可は此の所謂工事竣工の上に非ざれば之を爲し得ざるものとは爲さないであつて、甲丙間中甲乙間の工事が完成したる場合、之が區間の運輸開始を認可するは固より差支ないことなのである。